

東京都正規雇用転換安定化支援助成金 のご案内

東京都は、**非正規から正規雇用**に転換した従業員の方が安心して働き続けられるよう、計画的な育成計画の策定、退職金制度、結婚・育児支援制度、介護支援制度などの労働環境整備や賃上げを行った事業主に助成金を交付します。

対象

都内に雇用保険適用事業所を置く、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた中小企業等

交付要件

- ①対象の転換者に対して取組期間（3か月）のうちにアからウの支援を行うこと
 - ア 指導育成計画（3年間）の策定
 - イ 指導育成者（メンター）を選任及びメンターによる指導
 - ウ 指導育成計画に基づく研修の実施
 - ②上記①に加え、以下の取組を実施した場合、それぞれ助成金を加算
 - エ 新たに退職金制度を導入
 - オ 新たに結婚、妊娠・出産、育児に関する有給休暇制度や一時金制度を導入
 - カ 新たに介護支援に関する有給休暇制度を導入 **【拡充】**
 - キ 対象労働者の時間単価を60円以上賃上げ
- ※エ、オ、カは1事業主あたり1回限り

介護支援制度整備
加算を創設しました。

申請できる対象労働者数が
3人から5人になりました。

交付金額

○対象労働者	1人20万円 (最大5人まで)	○加算	エ 退職金制度整備加算	10万円
			オ 結婚・育児支援加算	10万円
			カ 介護支援加算 【拡充】	10万円
			キ 賃上げ加算	1人12万円(最大5人まで)

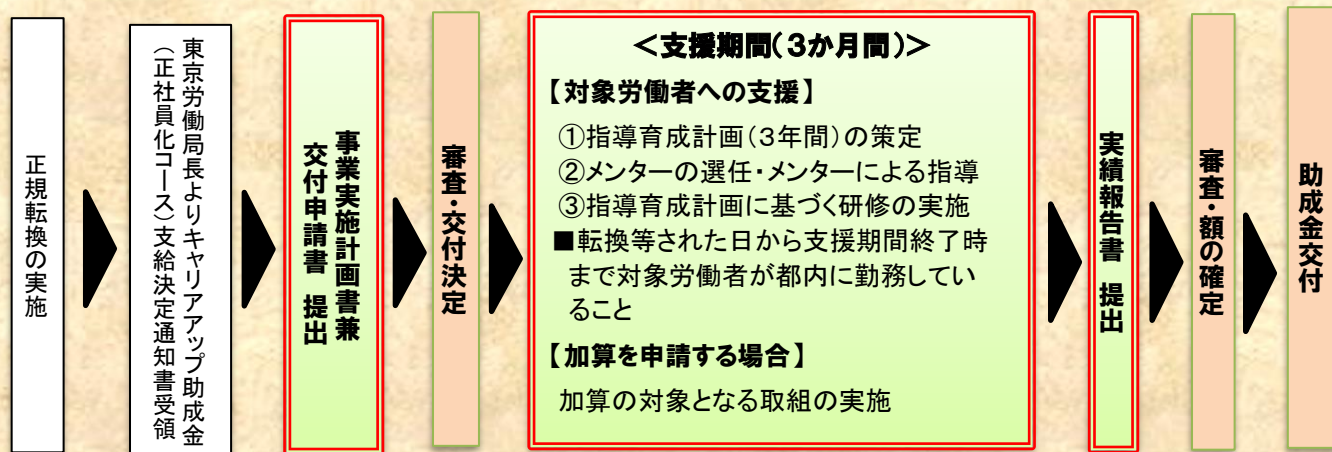
問い合わせ・申請先

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
 正規雇用化推進窓口 東京都正規雇用転換安定化支援助成金担当
 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町二丁目42番10号
 ハローワーク新宿5階
 電話 03 (6205) 6730
 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

事業の流れ

東京労働局よりキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定通知書を受理した後、東京都に申請してください。（日程は下記のとおり）

※赤の二重枠線内が申請事業主の方が行う手続きです。



申請受付期間等

申請回	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第1回	5月1日(金)～5月31日(日)	7月1日～9月30日	10月1日(木)～10月25日(日)
第2回	6月1日(月)～6月30日(火)	8月1日～10月31日	11月1日(日)～11月25日(水)
第3回	7月1日(水)～7月31日(金)	9月1日～11月30日	12月1日(火)～12月25日(金)
第4回	8月1日(土)～8月31日(月)	10月1日～12月31日	1月1日(金)～1月25日(月)
第5回	9月1日(火)～9月30日(水)	11月1日～1月31日	2月1日(月)～2月25日(木)
第6回	10月1日(木)～10月31日(土)	12月1日～2月28日	3月1日(月)～3月16日(火)

申請の方法

○交付申請受付期間中であれば、いつでも申請できる**電子申請(Jグランツ)**をご利用される場合は、**電子申請用の手引き**をご確認ください。

○申請書を印刷して提出する場合は、**郵送・窓口申請用の手引き**をご確認の上、原則**郵送**にてご提出ください。

※**申請の手引き**や**申請に必要な各様式**は、**TOKYOはたらくネット**に掲載しています。右の二次元コードにより、ご確認ください。



国が実施するキャリアアップ助成金(正社員化コース)とは

国が、有期契約労働者等の正規雇用労働者への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行う事業主に対して助成するもので、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリアアップを目的としています。

※詳細は、右の二次元コードにより、厚生労働省ホームページをご確認ください。



東京都中小企業制度融資

本事業により「結婚・育児支援制度整備加算」、「介護支援制度整備加算」又は「賃上げ加算」の支給決定を受けている中小企業は、東京都中小企業制度融資「働き方改革支援」の対象となり、信用保証料3分の2補助を受けることができます。

※詳細は、右の二次元コードにより、東京都産業労働局のホームページをご確認ください。

